

平成30年度 八王子市障害福祉サービス事業者等実地検査等実施方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者社会参加支援施設等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実地検査を実施する。

特に、今年度は、支援法等の改正に伴うサービスの創設や3年に1度の報酬改定等を踏まえ、新たな基準に基づく適正な事業運営とサービスの質を確保するために実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を講じることに主眼を置いて実施する。

2 実地検査の重点項目

（1）事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に指定基準を遵守させるとともに、業務管理体制を実効ある形で整備し、機能させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

（2）利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとと

- もに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束、障害を理由とする不当な差別的取扱いなどを行っていないか。
- また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ウ 火災、水害・土砂災害、地震等非常災害時の対応について、具体的な非常災害対策計画を策定するとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を講じているか。
- エ 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保を図るため、設備の整備・点検、職員研修等の必要な取組みに努めるとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しているか。
- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が講じられているか。
- カ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続きの説明並びに個人情報等の利用等の同意が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例（平成23年八王子市条例第24号）に定める障害を理由とする不当な差別的取扱いをしていないか。

4 実施計画

- (1) 対象事業所等
 - ア 支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等
 - イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

ウ 身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設

(2) 実施形態

ア 実地検査・監査

(ア) 実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

なお、実地検査を効率的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、一定の場所において実施することができる。

(イ) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

今年度は、1検査班当たり、原則として3人体制とする。

(エ) 実施通知

八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱第3及び第4の規定に基づき通知又は交付する。ただし、必要と認める場合等には、当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

実地検査の具体的な日程及び対象は、年度当初に決定する。

監査については、必要により決定する。

(カ) その他

必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。

イ 集団指導

必要な指導の内容に応じて、一定の場所に事業者などを集め、講習等の方法により実施する。

(3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施する年度当初に策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、平成30年4月1日時点で現存する事業所等とする。

ただし、年度途中で指定を受けた事業所等については、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 実地検査

・過去の実地検査において、指摘事項の改善が図られていない事業

所等

- ・過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所等
- ・苦情・告発等が多く寄せられている事業所等
- ・福祉サービス第三者評価を適切に受審していない事業所等、又は当該評価結果において、問題がある事業所等
- ・事業開始後、実地検査を実施していない事業所等
- ・相当の期間にわたって、実地検査を実施していない事業所等
- ・前年度、集団指導を実施した事業所等
(2年続けて集団指導に欠席した事業所等を優先する。)
- ・当該事業所等を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる事業所等
- ・その他、実地検査の実施が必要と判断される事業所等

(イ) 集団指導

- ・サービスの開始から、概ね1年以内の障害福祉サービス事業所等
- ・その他、集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業所等

5 関係機関等との連携

(1) 国及び東京都

国及び東京都とともに、障害福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の指導の立場から連携を図る。

また、効率的かつ効果的な事業者指導の観点から、実地検査及び監査の際に、必要に応じて、東京都に同行を依頼する。

(2) 運営指導所管等

障害福祉サービス事業者等の指定及び運営指導所管である福祉部障害者福祉課と連携し、指定の取消等の要件に該当する蓋然性が高い場合に、監査を実施する。